



謹 賀 新 年

理事長 水田 雅博

新年、あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、平成から令和へと時代が移り変わる節目の年でありました。一方で、九州や関東、東北を始め全国の広域にわたり台風15号や19号等により「激甚災害」に指定される大きな災害に見舞われた年でもありました。被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

そして、新しい「子」の年が皆様方にとって幸せな一年になりますようお祈り申し上げます。

さて、昨年、当財団の理事長という大任を担わせていただくこととなりました私ですが、就任以来様々な行事に参加させていただきながら、改めて朝田善之助初代理事長の目指されていた新しい社会の創造の素晴らしさを実感しています。そして、その志を受け継いで財団の基礎を構築された朝田善三さんの熱い心意気を受け止めながら、与えられた使命に邁進する決意を新たにしています。

本年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。障害のある人もな

い人もアスリートとして鍛えられた成果を輝きに満ちた姿として披露して頂けるものと大いに期待をしています。また、この世紀のイベントが多くボランティアや関係者の皆様のご努力に支えられて開催されることに大きな意義を感じ、喜びとともに感謝の念を捧げたいと存じます。オリンピックは、よく「参加することに意義がある！」と言われていますが、これは、オリンピック憲章の根本原則に「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てること」と位置付けられ、「平和の祭典」として全ての人々が平等に競技に参加できるという理念から成るものがございます。アスリートの輝きが多く国民の皆様には大きな感動を与えていただければと思います。

朝田教育財団の主要な事業は奨学事業にあります。これまで70名を超える奨学生を育成・輩出し、現在も5名の学生が奨学金を受給し、勉学に励まれています。今春には、そのうち2名の方が卒業され社会人となられますが、新たなスタートに向け、希望に胸を膨らまされておられることと存じます。

奨学生の皆さんには、年に4回、財団が主催する「奨学生の集い」に参加していただき、人権についての基本的な考え方や歴史、あるいはその時々の時宜にかなった学習等を積極的に学ばれています。昨年、私が参加させていただきました際には、財団評議員の山本崇記先生のご講義でしたが、奨学生の真摯な学びの姿に大きな刺激を受けました。財団の目的である「部落の青少年などの教育を振興するとともに、部落問題に関する研修、啓発および研究を行い、もって部落問題の解決に寄与する」ことを具現化し、奨学生の皆さんが「明日の社会を担う人材」として力強く成長されていることに心を強くいたしました。

とりわけ財団だより本号は、藤木秀之さんの障害者差別解消法に関するお話が掲載されていますが、障害に対する考え方はもとより、「医学レベル」から「社会レベル」への捉え方の変化・進展について、「目からうろこが落ちる」程に障害者に対する「社会的障壁」やそれを除去すべき「社会的責任」の大きさを痛感いたしました。こうした視点は、部落差別の捉え方に大きく共通するものがあります。奨学生の皆さんには、こうした共通の視点を見据え、部落問題をはじめとする様々な人権課題の解決に高い意識を持って臨んでいただき、社会の有為な人材として大いに活躍されますことを期待しています。

朝田教育財団では、一昨年の朝田善之助記念館の開館に合わせ、朝田善之助氏が所有されていた部落解放運動や部落問題等に関連する史資料の整理を着々と進めています。竹口等財団事務局長をはじめ記念館に集う仲間の皆さんのご努力により5万点を超える史資料の整理がようやく終わりを迎え、本格的な

研究の資料として公開できる運びとなりました。財団が保有するこれらの史資料の中には、最近の歴史学研究成果として、我が国における近世封建社会の身分制の有り様についての「新たな知見」が示されるものもあります。また、こうした研究成果を検証すべき元となる『近世資料集成』や『明治維新史』等も含まれ、歴史学研究成果の第一級の史資料であることを自負しており、大いに活用していただきたいと存じます。

さて、人権保障をめぐる国内の動きに目を向けますと、2016年に始まった「人権法の世紀」は、すでに3年の月日を経過していますが、これらに加え、「教育機会確保法」の施行、さらには昨年の「アイヌ新法」の成立・施行等、新たな局面を迎えています。こうした動きは、法的措置による人権保障の具体的な動きとして大きく評価できますが、全ての人権課題が一度に解決するものではありません。やはり、それぞれの課題について個別具体的に取り組むことによって全ての人々の人権が保障される新しい社会が実現に結びつくものであります。

本年がそうした取組の大きな一歩になることを願いながら、当財団がその一翼を担うことをお誓い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

「子」の年も更なるご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



奨学生の集い 2018-2 学習会

2018年12月15日、2018年度第2回奨学生の集いを朝田善之助記念館にて開催し奨学生、元奨学生、財団関係者などが集いました。西播磨部落問題学習会の藤木秀之さんに、『『障害者問題』の理解と部落解放運動を考える～『障害者差別解消法』の成立に焦点を当てて』をテーマにお話しいただきました。当日のお話を掲載します。

1. はじめに～障害(者)リテラシーと 自己紹介

はじめに、4つの質問を用意しました。

Q1:あなたの周辺に「障害者」は、いますか。

財団関係者含め、10名ほどの参加者で私以外の障害者を身近で知っているかと言うことで、1名のみが挙手されました。この質問の意図は、みなさんが障害者の存在をどれだけ知っているかを聞きたいわけではなく、私の経験では、障害者が身近に居ることを他の人に話すことに、抵抗を感じる人が少なからず居るということです。ここにも、障害者は、身体的精神的なバリアー、障壁、「隔離」だけでなく、情報も「隔離」されているという考えを持っています。

Q2:「障害者」はどれぐらいいるのか。

障害者のカウントの仕方や、障害者の定義にも関わってくるので、後述しています。

Q3:「バリバラ」を見たことがありますか。

質問の意味をわかる人も少ないし、見たこ

とのある参加者は、1名でした。

NHKのEテレチャンネルの番組で、「バリバラ」という番組をご覧になった方はおられますか、という質問でしたが、わざと説明を省いて訊ねましたが、多くの人にとっては意味不明なようです。この「バリバラ」というのは、「バリア・フリー・バラエティ」という番組で、2012年に始まって、障害者の問題からいわゆる「生きにくさを抱える全ての人々のバリアフリー」というテーマに発展していきました。「LGBT」なども含めてあらゆる社会的バリアの除去をテーマにしています。ゲストに、お笑い有名タレントが出演して自然な形で、「障害者権利条約」の意味、『障害者差別解消法』をはじめとする障害者関連法についての啓発も番組の中で伝えられています。メイン司会者以外は、マイノリティと呼ばれる人々ばかりが出演しています。ミスター「バリバラ」の玉木という人は、CP (Cerebral Palsy) 即ち脳性麻痺で、軽い言語(発音)障害のあるコメンテーターです。アシスタント司会は、四肢欠損の女性と片足義足のパラリンピアンだったりします。

まだ見てない方は、是非、評価はともかくとして、一度ご覧ください。

Q4：人権週間は、12月4日～10日まで、では障害者週間は、いつかご存知ですか。

実は、毎年12月3日（国際障害者デー）～12月9日（基本法、障害者の日）が障害者週間（障害者基本法9条）ですが、放送や報道でしっかりした広報があるわけでもない。2016年に「障害者差別解消法」が施行されたが、何も変わらず、多くの市民に認知されていないのです。しかしこの行事だけが忘れ去られているわけではなく、毎年、施設での「障害者の置き去り」、「虐待」、「座敷牢閉じ込め」、炎天下に車中に忘れられるなど、毎年のように障害者の存在は、事件の時しか話題にならない、日常には出てこないのです。

「合理的配慮」が、「障害者差別解消法」のキーワードなのですが、その週間を実施する政府・行政が、障害者雇用統計では、水増しでうそだらけで半分しか法定雇用率を満たしていないなど、「法執行者」そのものに問題があります。民間企業の模範であるはずなのに、これでは民間企業が法を守らない免罪符すら与えてしまっています。「障害者権利条約」を批准した国なのに、せっかく、「バリアフリー法」や「障害者差別解消法」などの国内法を整備したのにという残念感は否めません。今日の私の話の目的は、「障害」や「

障害者」の意味についてのリテラシーを、障害当事者である私を含めて少しでも高めて行こうと思っています。

◆自己紹介：私の「障害」について

私の自己紹介は、障害当事者の私自身の障害のことを申し上げておきたい。私は、下肢機能障害です。平たく言うと、「足がわるい」ということです。具体的にはどんな障害か、これは、後で出てくる「医学モデル」の言い方ですが、下肢（Legs）には大きな関節が三つあります。股関節（マタの関節）そして屈伸に不可欠な膝の関節、3つ目の大きな関節は足関節つまり足首です。私は、この三つの関節のうち、膝と足首が両足とも固定もしくは機能全廃と診断されています。身体障害者手帳にもそのように書いてあります。

実は、手帳に載っているのは、そうした障害の概略だけではなくて、障害の等級、種別というものが載せられています。私の場合には、「2種3級」と書いてあります。種別は、1種と2種の区分があり常時の介助の要不要で判断され、どう関係するのかというと、JRなどの交通機関で、1種は介助者含めて1人分の乗車賃です。等級も、1級、2級については、「特別障害者」の区分で税法上の控除額が多くなります。このランクや分類を障害者は常に意識させられています。人間をランク付けるとするのは、たとえ、支援、福祉、

権利の保障ということがあっても、あまり気持ちのいいものではありません。これは、「生きにくさ」の一つです。支援には基準やランクが必要との考えが、障害当事者の発想でなく、医師など「専門家」と称される、当事者でない人によって決定されました。しかし、本当は、ランクでなく個々の状況に応じて、支援、補助など、普通に生活できる保障がなされるようになるべきだと思います。

自己紹介の話がそれでしたが、私の就職で、県に採用されてからのことを少しだけ申し上げますと、兵庫県職員の事務職の試験に、一般競争試験で合格し、人事委員会の名簿に登録（五百数十人）されましたが、「障害」故に人事配置が限定されました。それは面接の口頭試問のときに、当時は当たり前の「差別的取扱い」で、「君は、名簿登録順つまり成績順では上位（13位）だが、第一線で働こうとは思ってないよね」との趣旨のこと言われました。それで、最初の赴任事務所は、保健所でした。バス1本20分ほどで通えるところでした。その次の職場は、病院でした。そういう医療、保健衛生という、「障害者のことを理解」していると思われるところに配置されたということです。あとで出てくる「医学モデル」的発想で、研修を受けて、その当時の保健所法で定められた衛生統計の専門員になりました。また、保健所だから、「障害者」問題に理解があったのかというと、

県職員になった1974（昭和49）年当時の状況は、同和対策事業特別措置法が1969（昭和44）年施行ですから、部落解放運動の影響を受けて徐々に本当の民主主義的な気風も芽生えていたかも知れませんが、全体として行政は今よりもっと差別的であったことは否めません。私は、保健所内でも、色んな問題と闘わなければなりません。当時は保健所ですら、障害者用のトイレもありませんし、入口玄関は階段で、スロープなし手すりなしでしたから、その改造が当面の闘いの課題でした。

それらの問題が、少し改善されるのは、採用されて5年後に、総務課の経理担当に、私と同期入庁で、障害者問題をある程度理解できる人が転勤してきて、初めて玄関スロープ・手すり・トイレなどがなんとか整備されました。1975年の「障害者権利宣言」から「国際障害者年」（1981）への流れの中で、公共施設でのそうした対応が進み始めた頃でした。

◆障害者なのか、障害者なのか、障がい者なのか。

実は、財団のホームページに、本日の「奨学生の集い 学習会」の案内が表記してありますが、「**障害者問題**と部落解放運動を考える」となっています。この表題は、私の提案と少し異なっています。副題にあるように

「障害者差別解消法の成立に焦点を当てて」ということで、法の意義を考えていき、部落解放運動との関係にも触れようとのことでした。今回のホームページの告知では、「障碍」の表記で、財団事務局の配慮かサイト作成者の配慮かは存じませんが、話のネタ議論のきっかけとして都合がよかったです。何故かというと、“ショーガイ・障害”の呼称、表記には、色んな意見・主張があり、実際の使用で、表記をどうするかは統一されていず、議論を呼んでいるからです。この呼称問題は、障害当事者でも団体によって異なったり、その国語的意味については、「障害」の漢字が、よくない意味の文字だとかで、「碍」や「がい」の表記が、あたかも障害者に配慮しているかのような傾向さえ見られ、肝心の社会的『障壁』が変わらないままという状態もあつたりします。

部落解放運動では、「言葉というものは元来一つの表象であるから、同一の言葉が必ずしも同一の内容を持っているとは限らない。」(新版「差別と闘い続けて」朝田善之助著)ので、差別言辞かどうかは、どう使われたかを客観的に判断する必要があります。これは、1935年という戦前のかなり早い時期に、言葉の問題については整理をされていますのでここに部落解放運動の水準の高さ先進性がみられます。

労働者・市民が、「障害」を持つ人になる

のは、社会の中でそう呼ばれ、社会の条件によるものです。問題は、社会の成員にとって、施設、設備に限らず、社会そのものがどういう在り方なのか、人によって排除や隔離を行うのか、「障害者権利条約」の考え方で、全ての成員が同じように暮らせる「持続可能な社会」にしていくという、社会モデルの考え方で、『障害』を捉えていけるのかということです。呼称の問題などは、社会的条件が変わらなければ、意味をなさないということです。どの「害・碍、がい」を使うのか。このままでは、国語的表現にしかこだわっていないことになります。問題を科学的に明らかにするということにこだわって欲しいと思います。

まずは、社会的な存在、人間であって、労働者・市民だということ、そして本当の民主主義社会では、誰もがその権利を追求できるんだということ。これを確認しておく必要があります。

2. 障害(者)とは

◆障害者の「区分」(法制的・官製)

①障害の原因別

例:労働災害、交通事故、疾病(時期)、
その他災害

②障害の種別

例:身体障害、知的障害、精神障害その他

③障害の程度（行政区分・等級）

例：手帳等級・年金等級

④支援内容区分への移行

例：障害支援区分（7区分）等級・介護等級等

※障害者総合支援法 2016.6

◆障害者の数（厚労省）

①障害者手帳登録者 5,932千人（2016）

※医学モデル的

人口比4.7%、人口21～22人に1人

②厚労省発表 9,366千人

（2018/04/09推計数・重複あり）

人口比7.4%、人口13～14人に1人

※一部社会モデル的

「生活のしづらさなどに関する調査」、「社会福祉施設等調査」又は「患者調査」

※2013年調査の7,979千人より1,387万人増えたことになった。

③WHO発表 10億人超え、全人口の15%

※社会モデル的

上記の障害者数の区分①は、『障害者手帳』保持者という旧来の考え方が今も続いています。しかし、「指定医師の診断書」を添付した申請に対して、行政が手帳を交付した数字ですから「実数把握」ということで、『診断書』によるランク付けです。「社会モデル」の考え方とは反対の「医療モデル又は医学モデル・

個人モデル」の考え方がベースの数値です。

つまり、これ以外にも、社会的障壁との関係で、「生きにくさ」を持った人々はいます。その点で、障害者数は、②の方が、障害者権利条約や現在の基本法、総合支援法など、対象の障害者の枠が広がって、「生きにくさ」をもつ人々、その現実に近い数字となっていると思われます。

3. 「障害（者）」問題を考える

①「障害者用駐車スペース」論争

インターネット上の質疑応答の形で載せられている記事の1つ、「ヤフー知恵袋」に、次のような記事がありました。（要約）

Q：障害者用の駐車場に車を停めるのは非常識ですか？

大型のスーパーで買い物をしたとき、多く買い物をするので、出入り口に近しい障害者用の駐車場に停めました。荷物が多いときは一番の場所です。買い物後、車に戻ると駐車場の警備員が私に注意してきました。「ここは障害者の方の駐車場で、健常者の使用はお断りしています。以後気をつけてください」と言われたときには、負い目を感じ傷つきましたが、帰り道思い出したらムカつきました。お客様の私が、そんな言い方をされなければいけないのか？本当にムカつきました。駐車場代を払っていますし、障害者と健常者を

分けて考えること事態が差別だと思います。
なぜ、こうも障害者が優遇されるのでしょうか？

トイレも、健常者は男女別しかありませんが、障害者には特別に広いスペースのトイレが作られています。逆差別を行う店に対し怒りがこみ上げてきました。皆さんにお聞きしたいのですが、障害者用の駐車場に車を停めることは非常識でしょうか？そして、障害者が優遇されている社会をどう感じますか？

◆この質問に対しての「ベストアンサー」

A：障害者駐車スペースって運転者が障害者の場合に駐車可能な場所だと聞いた事があります。でも現実には、運転者は健常者で同乗者が障害者の場合に障害者専用スペースに駐車している人は非常に多いと思います。これらの人も全て非常識と言う事になります。あと障害者トイレ、男性トイレの障害者用手すり設置、歩道の点字ブロック利用も、ノンステップバスなどに障害者が乗り込んで来るのを見た事も有りません。一応もしかしたら使うかもと言う事で整備されているのですが、実際にはほぼ全て無駄になっていると感じます。日本の国債が1000兆円を超え国が危ないと言っている状況で、これ以上福祉にお金を回しているべきでは無いように私は思います。福祉の前に国の再建が優先でしょう。

◆下記は、この回答に対する質問者の返信です。

まったくその通り。無駄なものに税金がジャブジャブ使われている現状。点字ブロック、ノンステップバス、障害者用の駐車スペース・・・全て無駄な施設です。私も不要だと思います。1000兆円はまだ超えてないですが、時間の問題でしょうね。国の再建は無理です。この国は滅んでいくだけです。圧倒的少数派の人間のために多額の税金が使われている国ですからね（笑）

このヤフー知恵袋の質疑応答全体に、障害者は、「役立たず」、「ムダ」、「生産性なし」、「逆差別」という主張が見られます。誤解、曲解、デマ、まさに、ヘイト投稿です。

これらの人は、「障害者用」の施設ではなく、個性を持った「人間用」の施設だということを理解できていないのです。20世紀に横行したナチズムなどに代表される優生思想と根を同じくするもので、持続可能な社会ではありません。

◆「バリアフリー」は、「障害者のための特別扱い」なのか

どの人にも、同じ利用条件になるように、施設、設備を整えることを、バリアフリーをより進めて、ユニバーサルデザインと言ったりしますが、それは、「バリアフリー」という言葉が、障害者のために、「特別扱い」をしているのだというイメージ、誤解を招き

ていることから、そうではなく多くの人々にとって意味のあるデザイン、施設や設備だということを示すために、「ユニバーサル」（普遍的、全てに共通等の意味）という用語で、社会環境の改善を求めてきました。そして、そうしたことを進めるために、“差別解消法”がいうところの「合理的配慮」を図る法律の条文があります。

「合理的配慮」的な、設備や施設等の対応は、「障害者用」の場合でなくても、どんどん行われてきています。例えば、卑近な例で、高速道路のすべてのサービスエリアで女子トイレの便器数の方が男子トイレ便器より多いことや宗教上の理由や菜食主義などに対応する食事等、あるいは左利き用のはさみや包丁、列車の優先席、女子専用車両、ノンステップバス、映像の翻訳字幕やキャプション、観光地での多言語による案内（これからいえば、点字ブロックや手話も同等である）、駅等のエレベーター等々、こうした「配慮」は、あらゆる場所・場面で、結構行われ、国際的には個人の文化的背景まで考慮に入れて対応することが進められています。それと同じです。

障害者の数は少ない、役に立たないから対応する必要が無いというのは、自分が非人間的な扱いを受けても受容するのか。誰しも年を取って動けなくなっても社会が対応しないそんなように扱われることを考えて下さい。

そんな社会を望みますか、そんな社会が持続可能な社会でしょうか。人間が作っている社会が非人間的な機能しか持たないなら、すぐに破綻してしまいます。われわれは、誰にとっても、「生きづらさ」のない社会を目指しますし、そのために誰もが豊かになれるように、より多くの富を生産するため生産力と高めようとしているはずなんです。

②神奈川県立津久井やまゆり園、障害者殺傷（19人殺害・27人重軽傷）

この事件は、障害者ジェノサイドとも言えるような大事件ですが、事件の当時にはそれなりに報道されましたが、“障害者が障害者を殺した”というように言う人もいて、健常者の問題ではないというように、障害当事者とその団体や運動以外では、どんどん取り上げられなくなり、犯人の異常性のみが強調され、「精神障害者」のレッテルと共にこの社会から葬ろうとしています。しかしそれでは障害者の問題は解決されません。要するに責任能力が無い心神喪失状態にあるというのですが、駐車場問題の障害者“優遇”を非難する人々と同じ論理を犯人は述べています。根本的な発想は同じだと思いますがいかがでしょうか。

4. 第1のキーワードは、『隔離』

～隔離は、社会的距離を生み、

差別を助長する

津久井やまゆり園の事件は、一つは、犯人自身の考えが、虐殺以外は日本の社会で駐車場問題のように多くに支持されてきた考えだと言うことです。でもその前に、彼は仕事に就くまでヤマユリ園で働くまで、障害者のことを学ぶ機会を与えられていないということです。それは、長い間の「隔離」政策が原因だと考えています。子どもの時分から、“分離教育”、「特殊教育」（文部省の位置付け）として、常に隔離政策の下にあったからです。分離教育・隔離政策の非人間性とはどまるところがない。普通に、重度障害者も同じように町で暮らしているような社会なら、小さい時分から同じ学校にいて、同じクラスで育ったなら、そんな「抹殺、絶滅」の考え方は持たなかったでしょう。人の考え・意識は、社会的存在の反映です。惨殺は、その時の社会が生み出したのです。長い「隔離政策」がなければあの惨殺もなかったと思っています。

5. 第2のキーワードは、

「医学（個人）モデル」

虐殺加害者の考えの基本は、やはり医学モデルの考え方です。つまり障害者は「健常者」を基準に、障害者は健常者に近づくよう

に、訓練や装具や機械を導入する。劣っている部分が「障害」であって、それ相応の待遇を受けるのであって「差別」ではない。障害者個人（能力）の所為（責任）であるとしており、つい最近、20世紀末まで法制的に存在した「優生保護法」などの法制度の元になる、「優生思想」にも通ずる考えである。その結果、断種などの『不妊手術』の強制という非人間的な施策へと繋がっていったのである。

6. 第3のキーワードは、「社会モデル」

問題解決の方向のキーワードは、「社会モデル」です。

社会的障壁が具体的に、「障害者」と呼ばれる人に不都合、不利益を及ぼしたときに「障害」となる。つまり個人でなく社会の問題だということです。

英語ではimpairment（個人の特質）がdisability（社会的機能的な支障）となる時、handicapとなるとされ、disabilityを取り除くべきとされています。

7. 「生きにくさ」は、

バリアー（障壁）・差別

近親者等の障害者の存在は知られたくない、応えたくない。そうした意識がいまだに多く在ります。障害者問題の社会的距離は『隔離政策』が生み出したもので、単に施設に閉じ込めるだけではなくて、情報も教育

も、医療も仕事も、人間生活全般に長い間、「隔離」が続いてきました。

「生きにくさ」はどこからくるのか。人は自分たちの社会なのになぜ生きにくさをそのままにしておくのか、また、あらたな生きにくさをつくりだすのか。差別には、「搾取の観念形態」というメルクマール・標章があります。また、これは差別の機能でもあります。その差別が、「搾取の観念形態」として機能しているかどうか。例えば、障害があるから賃金が安い、教育の機会均等を保障しないということは、どんな社会になっているのか。民主社会でなく、差別主義社会ということにならないだろうか。

8. 当事者主義（主権）

◆1970年代 障害者運動、自立運動の萌芽

障害者は、特に重度の障害者は、健常者から資本主義の生産性の論理で言うと、「かたわ」、「役立たず」、「めくら」「つんぼ」と差別的言葉で呼ばれ蔑まされる存在として、おもてに堂々と出てくることは避けられていました。

世界的に隔離型の政策、それまでの「障害者コロニー」⇒典型的隔離型を打ち破って、自立して普通に社会の中に生活しているという、ノーマライゼーションの考え方の成長が見られ、「自立生活」を目指す障害者がどんどん増えてきています。

◆障害者権利条約そして「障害者差別解消法」、「合理的配慮」

Nothing about us, without us!

「私たち抜きで、私たちのことを何も決めないで！」

「障害者問題」の原因は、「隔離」（社会的）にある。

9. 最後に

「誰もが同じように暮らせる社会」は「ただの空想」なのか。それは本質的に功利主義の資本主義と相容れないかも知れないが、本当の持続可能社会。

◆障害者運動と部落解放運動を考えるキーワード

当事者主権、市民的権利、共生社会、自立生活運動

◆「差別（観念）は搾取、収奪の外被」、「搾取の観念形態」を再認識。

朝田語録から

差別一般は、搾取、収奪の外被であり、搾取の観念的形態であるということができる。搾取の観念形態というのは、（差別）観念（を利用すること）で搾取を助長しているということ。階級社会における身分は階級関係の外被であり、搾取の観念形態として作用する。民族（差別）も同じように利用されることがある。

◆現代社会で、生活をしていくのに欠かせない、職業、収入、生活保障を

◆「合理的配慮」が当たり前、常識となる社会に

参考文献

朝田善之助研究～語録で辿る部落問題 西播磨部落問題学習会編学習資料

新版 『差別と闘い続けて』

朝田善之助 朝日新聞社

追悼 朝田善之助 差別と闘い続けて

朝田教育財団

『国民衛生の動向 2018/2019』（厚生指標増刊）厚生統計協会

『国民福祉と介護の動向 2018/2019』（厚生指標増刊）厚生統計協会

障害者白書 内閣府 平成29年版

岩波新書『当事者主義』

上野千鶴子・中西正司

えほん「障害者権利条約」

ふじいかつり

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」
一障害者権利条約の軌跡と本質（JDブックレット1）

「障碍の政治」マイケル・オリバー
自立生活運動史～社会変革の戦略と戦術

中西正司

障害学への招待 石川 准

障害学の主張 石川 准

精神障害者の主張 ～世界会議の場から

「特殊教育百年史」文部省

その他

厚生労働省の障害者にかかわる統計各種

竹口等財団 京都文教大学

当財団の竹口等常務理事・事務局長の京都文教大学名誉教授就任祝賀会が、8月23日、京都タワーホテル「飛雲の間」にて開催されました。この祝賀会には、竹口さんの地元崇仁地区、市内各地区、当財団、京都文教大学、崇仁のまちづくりを担う京都市関係者、西播磨部落問題学習会、宇治善法コミュニティーワーク人権学習会、京都市立芸術大学をはじめ、竹口さんと親交のある100名を超える方々が参加され、祝賀会が盛大に行われました。会の途中には公務ご多忙の中、門川大作京都市長も駆けつけられお祝いの言葉がありました。

祝賀会は、崇仁教育連絡会会長の丸山修さんが司会を務め、当財団の理事でもある森本弘義さんから実行委員会を代表して開会の挨拶がありました。オープニングには、京都市立芸術大学常磐津部の皆さんの演奏があり、竹口さんの地元での活動の様子が歌に入ったり、地元崇仁のお囃子会のメンバーが尺八・鉦・笛・太鼓などで加わり、息の合ったセッション演奏が行われました。

竹口さんの経歴紹介のあと、当財団の水田雅博理事長より来賓を代表してお祝いの言葉がありました。「朝田教育財団は、朝田善之助部落解放同盟中央執行委員長が初代理事長となり、お孫さんの朝田善三さんが初代事務局長となって、部落問題の解決に寄与する人材育成、青少年の教育振興を目的に今日まで

常務理事、 名誉教授就任祝賀会

事業を続けています。その中で、単に理論を語る教授ではなく、常に現場からスタートし、現場の人と一緒に活動する中で、解決の筋道を明らかにされていく教育者として活躍されてきた竹口さんをこのようにお祝いできることは、朝田委員長を始め多くの関係者の魂の喜びであり、一つの力があります。」

続いて、小林康正京都文教大学基盤教育センター長のお祝いの言葉があり、当財団の松井珍男子顧問による乾杯のご発声を受け、和やかな懇親が始まりました。

懇親会の中では、財団監事でもある国府泰道弁護士から、「竹口さんは朝田委員長が青年に自己の現状に満足せず、自らの能力を開花する努力するように指導されてきたことを、実践された先輩であり、解放理論をわかりやすく啓発する伝道者でもあり、組織活動に必要とされる実務能力者であると思う。今後ますます竹口さんの活躍が期待される。」とのお祝いの言葉がありました。

その後、平井齊己府会議員、岩崎清京都市都市計画局住宅政策監、井澤和也宇治市人権環境部副部長、高松正雄前朝田教育財団評議員、吉田善太郎西播磨部落問題学習会事務局長、池田正治崇仁自治連合会まちづくり担当理事、皆さんから祝辞がありました。

会も盛況を迎えた中で、今枝徳蔵元京都市



市議員より「竹口等一代記」と題した就任記念相撲甚句が披露されました。

「古都の町、日本の心のふる里の京の都の崇仁に、昭和の時代に産声を、可愛い可愛いと育てられ、立命法学学び終え、中学先生ふり出しに、高校大学あちこちで助教授・教授を勤めつつ『つながる力』で精進し、二十数年頑張りて、多くの人材育てます。朝田教育財団重鎮で、同和問題皮切りに、今では崇仁まちづくり、長年勤めし文教大。今年三月定年で、ゆっくりしようと思ったが、多くの人から望まれて、名誉教授を引き受ける。本日仲間が集い合い、長年ほんとうにご苦労さん、目出た目出たの祝い酒、これから先での生きる道、『つながる力』を信じつつ、これまで以上に前向きに明日に向かって進みます、本日おこしの皆様のこれにもましてのごひいきをどうかよろしく、ヨーホホイアー願います ヨーアードスコイドスコイ」

その後、竹口等さんから、参加者へのお礼の言葉がありました。

最後に実行委員会を代表して菱田不二三崇仁自治連合会会長からお礼の言葉が述べられ、お開きとなりました。

奨学生の近況 2019年度 後期

卒業論文

M.M

現在は、卒業論文のために1週間に1日だけ学校に通っている。卒業論文作成のために、SNS上の「罪意識」についてのアンケートを大学生に取った。その中で、驚くべき結果が出たものがある。

例「友達のアルバイト先がブラックで酷いめにあっていました。もう被害が拡大して欲しくないなので、Twitterに〇〇株式会社はブラックだと書き込みをしました。」

- ①良いことである
- ②良いとは言えない
- ③犯罪である

この質問に対して①を回答した割合が26.8%だった。正しいと思うことであれば書き込みをして良いという心理がとても怖いと感じた。

例「ある芸能人のAさんが不倫をしたと話題になり、どこもかしこもその話題で持ちきりでした。私は元々Aさんには良くない噂が多く好きではありませんでした。そして、ある時Aさんに関する悪い噂を思い出し、それをSNSに書き込みをしました。事実はわかりませんが、私以外にもその噂を書いている人がいたのできっと事実です。」

- ①良いことである

②良いとは言えない

③犯罪である

この質問に関しては③を迷いなく回答する人が多いと推測したが、②が圧倒的に多かった。誰であっても確信のない噂を流すことは悪いことである。SNSが無法地帯化している結果であると言ってもおかしくないであろう。

これらの結果から考察を行い、考察の中でSNSでの罪意識の低下について対策を考えて行きたい。

学校以外ではアルバイト先を変え、色々な人に接客対応をできるよう日々考えながら働いている。アルバイトを変更した理由としては、昼間に働き生活習慣を見直すこと。学生の中に読書や絵を描くなどのゆっくりと時間を過ごす趣味を楽しみたいと思ったからである。

(大学 文学部社会学科 4年生)

理解できない他人の行動

Z.Y

人間関係、自分以外の人間は予測不能であるということ、私は大学生活最後の学園祭を通して改めて知らされることとなった。私が所属するダンスサークルはこれまでスピーカを所持している学部から機材を借りること

でライブを行ってきたが、学部が消滅したことで機材も処分されライブ時に借りることができなくなった。新年度を迎えサークルは部費から機材を購入し4月のライブを乗り切ることができた。

しかし、6月のライブ準備中に機材が無いことに気付く。理由は機材を預かっていた2回生のサポーターが、保管していた大学のロッカーに鍵をしておらず盗まれた可能性があるということだった。また、このサポーターは一ヶ月以上前に自身の管理するロッカーから機材が消えていることを知っていたが「サークルの誰かが持って行ったのだろう」と考え、連絡などをしていなかった。このライブは機材を所持している他の団体の協力もあり無事終えることができた。

既に無くなったことをとがめて人を責めたところで解決はしないので、私たちサポーターは失われた機材分の部費を得るため学園祭の模擬店を出店することにした。夏季休暇中、私と所属している友人とで模擬店について思案し夏季休暇明け最初のミーティングにて模擬店案を共有し、その場では賛同を得ることができた。模擬店申請書などを提出し準備を進めていた10月初旬、機材を紛失した本人がTwitterにて「資金集めたいなら部員から徴収したらよくない？ どうせこんなこと言ったら空リブ（内容が空のリプライ・返信）するんだろうな、、、。」（原文）と煽りとも取れるようなツイートをした。

本来であれば紛失した本人から徴収するのが道理であり、他の部員から徴収するのは道理では無い。それを不問にし、唯一外部からお金を得ることがきる学園祭で機材代を稼ごうという話で一度本人も納得している。申請書などを提出し辞めると祭実行や他団体に迷惑をかけてしまうタイミングで根底を覆すような不満に驚いた。言うにしても最初のミーティングで言うべきである、その後、そのサポーターは「責任を取って退部する」と言ったものの機材代を補填せずサークルを退部した。

責任を果たしていない為、機材代を徴収するか話し合いを行った時、同じ四回生から「まだ二回生だし可哀想」や「譲歩してあげて欲しい」など言われたが、不問にし模擬店を行うことが譲歩であり、それに対して文句を言われた私たちの方が可哀想だと思う。一年目二年目で分からないなどと庇われる団体はおかしいと考える。悲しんでるか、困惑してるか、悩んでるかどうかで対応を変えるのをおかしい。その上、同情はダンスメンバーに向けて鬱憤や怒りは私たちにおつける。これは本当におかしいことだと思う。どれだけサークルの為に働いても顔を見て態度を変えるという人間関係や行動は理解に苦しむ。全くもって予測できない。

（大学 人文学部 4年生）

教員採用試験に向かって 頑張りたい

N.K

朝田教育財団の奨学生になって早3年が過ぎようとしている。3回生になってからゼミや実習、勉強会への参加など様々な新しい経験があった。

近況報告で取り上げたい内容は、まず、私が所属する吉見ゼミでの活動である。吉見ゼミでは、5人一組の各グループに分かれて地域活性化プロジェクトの研究や調査を行い、そこでの研究内容を発表するために、京都市政策研究交流大会への出場を目指してきた。私たちのグループでは「大学生が推進する船岡山公園のイメージ向上」をテーマにして研究を行い、北区役所の地域推進課の方々と協力しながらアンケート調査を行ってきた。その研究内容をまとめて北区への政策提言として提出し、活動内容を10月末に京都市に提出した。そして11月の中旬にその結果が発表され、見事、京都市政策研究交流大会に出場することが決まった。現在は12月15日に行われる政策研究交流大会に向けて、グループでプレゼンテーションの練習を行っている。

次に、勉強会のことについて述べていきたい。2019年5月から毎週木曜日に下京区崇仁地区の勉強会に参加している。下京中学校の生徒や卒業生の高校生たちが参加しているこの勉強会だが、最近来てくれる生徒がいな

くなっている。私が5月に勉強会に参加し始めてから夏休みまでの間は毎週のように勉強会に参加してくれていたのに、夏休みが明けてから参加者が減っていき、ここ2か月は私が担当する日に参加者がいない状態なので非常に心配だ。中学1・2年生は部活動が忙しくなってきた勉強との両立に苦しむ時期なので、学校での勉強に行き詰ってないか、学校に毎日行けているかなど非常に気になる。私自身も中学2年生のころから、成績が伸び悩んだ時期があったので、中学生たちには勉強ができるこの環境を生かして、もっと勉強に意欲を持ってもらいたい。

最後に、教員採用試験に向けた学習について述べたい。教員採用試験まであと8か月となり、過去問を解いたり、知識量を増やして今は一次試験に向けた学習に主に取り組んでいる。来年度になると教育実習などで思うように学習ができなくなるので、2月3月までに学力をしっかりとつけて対策をしていきたい。また、採用試験を終えた高校の友人から情報収集を行い、自分のアドバンテージを生かして学習に取り組んでいく。一日一日を無駄にせず教師になるという目標に向かって頑張っていく。この決意表明をもって、近況報告とする。

(大学 社会学部現代社会学科 3年生)

大学院進学を決めました

A.R

三回生の後期になり、学業とともに就職活動等の自分の将来のための活動も活発になってきました。今年の夏には、京都にあるアルミ加工で有名な中小企業に二週間のインターンに行きました。私自身、企業に訪問する経験がなかったので、とても緊張していましたが、終わってから振り返ると、緊張よりも仕事の楽しさに没頭する自分がいたことに気付くことができました。ここの企業での二週間は、まず事務作業を学び、次に実際に加工されている現場に出て普段されている仕事を体験させて頂きました。事務作業は名前の通り、パソコンに文字を打ち込む等の作業でした。しかし、ただ文字を打つだけでなく、加工するアルミの設計図を紙の媒体からパソコンに入力するという、普通の人ではできないような仕事が体験できとても有意義な時間でした。また、加工の現場に出た後は、実際にアルミの加工を体験し、表面を研磨し、サイズの寸法チェックと一連の流れで、仕事を教えていただきました。私はこの二週間で、自分が将来どんな職業に就きたくて、さらにどんな仕事・研究をしていきたいかを知ることができました。また、仕事の中に楽しさを見つける大切さと、常に効率を考えて仕事をするということも学ぶことができました。

また、私は大学院への進学を考えており、

就職活動とともに大学院の勉強も始めました。大学院進学理由は、単純で将来研究職に就きたいという夢を叶える為です。自動車の研究開発を仕事にしたいという夢は、大学に入ってから変わらず、それを叶えるためには大学院に進学して、より専門的な内容を理解する必要があると感じたためです。理由はもうひとつあり、就職を二年先延ばしにするためです。これは、就職がしたくないから先延ばしにする世間一般の考えではなく、やりたいことを学生のうちにしてから就職したいという考えです。具体的に言うと、理系職・事務職など自分が興味・関心のある分野に関しての資格を取りたいということです。資格を取ることでその分野に詳しくなり、自分の成長につながります。さらに就職活動でもアピールポイントになります。この二点を踏まえて、私は大学院進学を決めました。

この学期が終わると、本格的に将来を見据えた行動をしていかなければならないので、毎日目標を立て行動をしています。「時は金なり」という言葉を胸に日々精進していきたいと考えています。

(大学 理工学部 機械システム工学科 3年生)

実習を通して 「検査技師」が身近に

Z.S

前期は無事単位を落とすことなく終えることが出来た。9月から始まった後期は、専門科目である臨床の単位が増えたため、覚える内容が多く難しい為ついていくのが大変だ。この中で1つでも落としてしまうと留年することになるので、これまで以上に気を引き締めて日々受講している。また、単位に関わる講義のほかに、補講として追加で講義を受けており、5限まで大学にいたることがほとんどだ。さらに、週に2日実習を行っているため、毎週レポートを作成することに苦戦している。

後期が始まってすぐに、採血実習を行った。1回目はモデルを使用して技法を確認した。練習段階とはいえ、採血時は針刺し事故が多く感染や溶血の危険が伴うため、細心の注意を心掛けた。2回目はホルダーを使用して、3回目は翼状針を使用して学生間で実際に採血を行った。本物の人間は各々静脈の走行が違っており、採血に適した血管を探すのが難しかった。理想の血管は肘窩（ちゅうか 腕の内側のくぼみ）の親指のある側のものだが、駆血しても出てこないものや目視で確認できないものがほとんどだった。採血では少しでも針が静脈を逸れると、周りにある神経を傷つける恐れがある。また、深く穿刺（せんし）しすぎても静脈の奥にある神経を傷つけてし

まう。そのため、大変なプレッシャーを感じた。このように採血を行う側も緊張するが、被採血者の体と心の健康が第一であるため、声掛けが重要だと学んだ。採血が長期にわたると、被採血者は手先のしびれを感じることが多く放っておくと危険だ。そのため、逐一「痛くないか」、「しびれはないか」を確認する必要がある。実習では、先生方の助けを借りながらも事故なく、無事採血を達成することが出来た。終了後は達成感を感じ、検査技師についての興味が深まった。

11月からは、尿沈渣検査の実習が始まった。尿沈渣では、採尿を遠心して出た沈殿を顕微鏡で観察して固形成分の種類や量を調べている。実際に、赤血球や白血球、上皮細胞、円柱、結晶を見ることが出来た。検査技師はここからさらに、病気の可能性があるのか混入したものかを患者の情報と照らし合わせて判断する。

12月には大学の解剖見学に行く。同学年の医学部生に教わるため、刺激をもらえるいいチャンスだと思って、しっかり予習してから臨みたい。

（大学 バイオサイエンス学部 2年生）

「いま、部落問題を語る」

山本栄子 山本崇紀 編集

「本書は、2012年に発行した『歩－識字を求め、部落差別と闘い続ける』の続編として編んだものである。同書『歩』を発行以降、著者の山本栄子は、多くの講演・研修に呼ばれ、各地の被差別部落を歩き、また、部落問題解決に地道に取り組む当事者や関係者との出会いを得てきた。同書の編者であった私はそのことについて、度々、聞かされてきた。その豊かな出会いの経験を私たちのインフォーマルな会話の場に留めておくのはもったいないと思うようになった。このことを多くの人と共有し、もっと多くの出会いを追求していくべきでないかと考え、本書の企画へとつながった。部落差別をはじめ、差別と闘い、差別からの解放を実現するためには、全国各地で孤軍奮闘している人たちとつながり、その関係性を豊かにしていくことが非常に重要である。本書もまた、『新たな出会いを求めて』編まれている。

『歩』を発行して以降、部落差別解消推進法の成立をはじめ、ヘイトスピーチ解消法、障害者差と解消法など、差別と人権をめぐる状況はめまぐるしく推移してきた。一方、部落問題の分かりにくさ、語りにくさといったものは相変わらずでもあるように思われる。私たちは、いま、部落問題をどのように語るべきなのか。また、何について語るべきなのか。『歩』を通じて人々との鼎談を通して、

これらについて模索していこうと考えた。また、水平社100年（2022年）が迫っている。山本栄子は、解放運動の師である朝田善之助に厳しくたしなめられたことがある。水平社50周年の記念式典で、100周年を迎えたらどんなに盛大だろうかと尋ねた時、『差別を100年も残しておくのか！』と。残念ながら、日本社会の状況は、部落差別の解消・解放に向けて多くの課題を抱えたままである。それに比して、差別に抗う担い手はかつてに比べて圧倒的に少なくなっている。とかく部落問題についてはそのことが当てはまる。しかし、差別の深刻さは増しているのである。私たちに何が必要なのか。本書の問題意識はここにある。

部落問題を語る視点として以下の8点を設定している。

- 1、部落史・部落問題研究
- 2、同和教育・人権教育
- 3、部落の若者たち
- 4、隣保館
- 5、識字教室
- 6、カースト制度・アジアスタディーズ
- 7、同和行政
- 8、部落解放運動

（本書の経緯 山本崇紀より）

朝田教育財団 奨学生 2020年度 募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、1981年に朝田 善之助（元・部落解放同盟 中央執行委員長）が設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

奨学生の種類	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円） 2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
対象者 応募資格	部落出身者 または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人 高等専門学校 4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、 高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または 合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	2020年4月末日 なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（2020年5月）
採用通知	2020年6月（予定）

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789